

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
14	A	権限移譲	土地利用(農地除)	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	【支障事例】都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更と区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多々存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われなことが懸念される。	都市計画法第15条第1項第2号	都市計画法第15条第1項第2号	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	青森市		○国道2号線に隣接した消防署出庫所を用途廃止して、売却しようとした際に、市街化調整区域であることを理由に用途を制限されて、国道沿いで事務所として活用したい民間業者への売却ができない、というケースがあった。人口減少局面に対応した、市街化区域と市街化調整区域の取り分けについて、柔軟な見直しが市町村の権限でできるようにしてほしい。特に、公共施設が建設された土地を売却後、農地として活用しようとするケースは稀であると懸念される。	区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。「区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さない」と認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。	
277	A	権限移譲	土地利用(農地除)	都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲	【提案の背景】市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しが必要だが、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。【支障事例】区域区分は道路、河川、構造物の見通し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の縁辺に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基礎が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規に開通するに伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直しこととされ、現在存置されており、遅やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所で想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。	都市計画法第15条第1項第2号	都市計画法第15条	国土交通省	八王子市	-		○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽易な変更については、市町村内における固定的な見直しであることや、より実施に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。	区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さない」と認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。	
17	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県經由事務の廃止	【制度改正の必要性】不動産鑑定士試験の受験申込については、書面による申請の場合には、受験者の現住所地在する電子申請と窓口を一本化できるが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県經由の義務付けを廃止する必要がある。【支障事例等】都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	不動産鑑定士試験の受験申込	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	愛知県	岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県		○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。○例え一部試験の受験申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受付付の可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮していること。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。また、本団体では前年度も郵送・窓口合わせで70人以上の申請を受け付けて国に申請書類が職員の大きな負担となっている。本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く受理される。また郵送による関連した申請も多く、原則は本人に送付するが、期日が迫る場合は国に送付するなど、事務処理に非常に悩まされている。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○居住所在地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が困って申請した場合、期限内に受け付けできない可能性がある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県經由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。また、支障事例に記載されている「期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる」との点については、期限までに都道府県に到達していれば、運用上、国に申請書が到達する必要はないため、支障事例にはあたらな。	
50	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由の廃止	【支障事例】国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することと受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。【支障事例等】1 試験日程等についての通知・市町村にポスターの配布・掲示を依頼・庁内でポスター掲示・HPへの掲載2 願書の配布・課内カウンター設置、配布・郵送での配布(平成27年度は55件)3 合格発表・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示これらを含むるとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。【制度改正の必要性】本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手段として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。	不動産鑑定士試験の受験申込み	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	埼玉県	岩手県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県		○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。○例え一部試験の受験申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受付付の可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮していること。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○提出された申込書に記入漏れや疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県經由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。	
282	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由の廃止	【現行制度の概要】不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。【支障事例】現在、都道府県で受領する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本署へ確認して修正することとなるが、すでに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをする必要となり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に送達し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でなかったことにより、受験者が混乱している。【制度改正の必要性】当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものも含まれていない。	不動産鑑定士試験の受験申込み	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	九州地方知事会	福岡県、岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県	「別紙」あり【具体的な支障事例、制度改正効果】※1		○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮していること。○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。○提出された申込書に記入漏れや疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県經由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。また、支障事例に記載されている「受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している」との点については、試験に関する統一的な問い合わせ先として、試験案内やホームページにおいて国土交通省の担当部署を明記しており、今後とも周知に努めていく予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
道路などの地形・地物の位置の変更に伴う区域区分の変更については、都市計画法施行規則第13条第1項第1号により経易な変更と規定されていることから、都市計画区域マスタープランに基づく、広域的な観点から求められるものではないと捉えている。 なお、施行規則第13条第1項第1号の経易な変更では、当該変更に係る部分の面積の合計が4ヘクタール未満と規定されているが、この面積要件が権限移譲の支障となるのであれば、しきい値を下げることは問題ないと考え。				【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「経易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さない認められるものについて協議を不要とするものであり、経易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない、この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。	
今回提案の対象とする経易な区域区分の変更は、都市計画法施行規則により地形地物等の変更に伴うものでかつ区域面積が限定されたものであり、都道府県事務となっていることにより、広域的観点から検討の必要性が低いと考えられる道路整備や開発等に伴う数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更に対し、区域区分変更まで時間的遅延が生じ、現場に支障が生じていることから、市町村への権限移譲を求めたものである。 道路整備や開発等に伴う、数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更については、都道府県が事業実施後も把握していないことがあり、都道府県の区域区分の一斉見直しに伴う作業は市町村が行っている実態からも、市町村事務としても支障は少なく、自治体を受けるメリットは大きいと考え。				【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「経易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さない認められるものについて協議を不要とするものであり、経易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない、この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。 また、区域区分の見直しに伴う作業を市町村が行っていたとしても、最終的に都道府県が区域区分の変更を行うべき否かを判断しているものであり、このことをもって市町村の権限としてもよいということとはできない。	
以下 都市計画法施行規則抜粋 (都市計画の経易な変更) 第十三条 令第十四条第三号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする 一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)(に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの) … 書面による受験申込先が国土交通省だけになった場合であっても、受験願書の郵送が可能である。現在も電子申請による受験申込は都道府県を介さず直接国へ申請されており、受験に関する問い合わせも国土交通省土地・建設産業局地価調査課(不動産鑑定士係)に電話等で行うことができるので、受験願書の公平性は保たれ、また、利便性の低下は認められない。 実際、不動産鑑定士試験と同く国家試験である司法試験が、受験者数が不動産鑑定士試験よりも相当に多いにも拘らず(平成28年度出願者数7,730人)、受験願書の提出は、司法試験委員会(法務省内)宛てに郵送する方法に限っており、受験に関する問い合わせ先も法務省としている。 … 【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先振りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。 以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。 国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考え。 【参考】国土交通省所管の国家試験(一例) ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一般建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部				【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。	各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験では、5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。 もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6～7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地区画への悪影響も懸念される。 受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うこと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考え。 なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ願って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、受験願書要領の記載ぶりなどについては引き続き工夫を参りた。	【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
不動産の鑑定評価に関する法律第12条の21において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが明記されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接国で受け付けられている。 また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験願書の公平性は十分に確保されていると考え。 … 【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先振りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。 以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。 国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考え。 【参考】国土交通省所管の国家試験(一例) ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一般建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部			【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。		各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験では5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。 もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6～7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地区画への悪影響も懸念される。 受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うこと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考え。 また、国土交通省所管の他の資格試験における試験受付の例(マンション管理士や管理業務主任者)が示されているが、登録関係事務や東の監督に都道府県が関与していないなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なるものとなっていることから、同様に扱うことは適当ではない。 なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ願って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。	【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
国土交通省は、都道府県を経由することした理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。 受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。 本来、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、窓口への物理的距離や事務処理の遅延を恐るるのであれば省内の出身・地域との協力体制を構築すればよいと思われる。 国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が低いという現状を前提に都道府県を経由を必要と結論づけるのは早計だとと思われる。 窓口と受験者の距離が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類を直接受け付けたこととした合理的な理由も見当たらない。 … 【香川県】 全国からの受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させなく受験申込の受付等が可能である。 不動産鑑定士試験は、持参による申し込みが認められているが、同じく受験機会を全国公平に広く提供されるべきである他の国家試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請に限定しても著しい利便性の低下には当たらないと考え。				【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。		各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験では5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。 もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、また、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地区画への悪影響も懸念される。 受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うこと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考え。 なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ願って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、引き続き電子申請の利用促進にむけて取り組んで参りた。	【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
71	B	地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に通う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の産産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分し水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600㎡未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。)	水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるよう運用の改善がされることにより、製造業以外の事業者への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利処分取扱いについて(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡) ②産産省立地公署局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書(昭和58年2月16日付) ③河川法施行規則第11条第2項	経済産業省、国土交通省	静岡県			<ul style="list-style-type: none"> 【国土交通省回答】 <ul style="list-style-type: none"> ・河川法第23条に基づき流水の占用は、「ある特定の目的に、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること(「配当」)」とされている。 ・河川の流水は公共の資源であり、水利使用を許可できる流水の量は限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利害関係の水利秩序の維持のため、その占用に当たっては、水利目的に応じた必要な量を確保(河川管理者の許可を受けること)を要している。 ・よって、工業用水の需要が漸減しており、これを雑用水として転用したいのであれば、工業用水道事業者が減量の申請を行い、かつ、雑用水を必要とする者による新たな水利権を申請する必要がある。 ・以上から、ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占用することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、本提案については認められない。 ・案件については、平成26年度において、熊本県から「工業用水の用途拡大に関する規制緩和」(424番)として内容の提案がされており、上記と同趣旨の届出を行ったところである。 ・なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を雑用水に転用しようとする事例が受け入れられたことから、国土交通省(当時建設省)と経済産業省(当時産産省)との関係の進展、下記③により、雑用水としての供給が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、工業用水の減量等の申請と雑用水に係る水利使用の申請とを一括して行うことにより可能としている。この際、③の覚書より、特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量602方メートル未満の場合には日量1,000立方メートル未満でかつ雑用水の供給量が概数で概数については、この申請も不要としているところである。 【経済産業省回答】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年経済産業省通達の趣旨は、書類提出等の手続きが必要な場合を明確化し、当面として雑用水供給の実態を把握することである。 ・通達の中で供給能力の10%の範囲内で雑用水を提供する場合については工業用水道事業者からの書類提出等の手続きを不要としたが、通達の趣旨を踏まえ、水源が河川の場合は、河川法上の取扱い(以下記③に基づく)に資する変更がないことを確認している。 【根拠文書等】 <ul style="list-style-type: none"> ①東京第三河川局水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37) ②昭和58年2月16日付「工業用水の一部を工業用以外の用途に転用する場合の水利処分の取扱いについて」建設省河川局水政課長補佐事務連絡 ③昭和58年2月16日付「産産省立地公署局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書」 	
80	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和	【制度改正の経緯】地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、創都市において平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「創都市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「創都市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。【具体的支障事例】【具体的支障事例】児童センターを併設した複合施設の建設を予定している地区には、建設に当たっては地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められていない。	【制度改正の必要性と効果】地域のコミュニティ活動の拠点と、子どもたちが放課後に安全に過ごすことのできる複合施設を公園内への設置は、幼児から高齢者まで幅広い世代が交差する地域コミュニティの中心を担う施設という都市公園の新たな活用のモデルとなり、子どもと子育て世代が安心して生活環境の充実に、高齢化、加入者の低下が課題となっている町内会活動にも新たな活動促進の助けとなる。また、施設の集約化・複合化により、今後70年間の総経費、ライフサイクルコスト試算では約3億7千万円、管理運営費用では約5,600万円の縮減が可能と見込まれる。なお、市民一人当たりの公園面積は今年度新規2公園19,400㎡の整備により、23.79㎡と充分に確保される見込みである。	都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条	国土交通省	創設市	地方創生・成長戦略インフラ基盤計画子ども・子育て新制度	北海道、徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 【児童館については、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体育学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。 ・また、複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。 	
278	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市公園内への町会会館等施設に関する規制緩和	【提案の背景】地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地域団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地域団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を併設していない地縁団体は、会館や打ち合わせができる都市(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。【支障事例】本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572団体のうち130団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用させてほしいとの要望も受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は11.74㎡)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める「公園施設として設けられる建築物の建築費等の設計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は10分の2以内」の規定の範囲内にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。	地域コミュニティの核である、地縁団体の加入率は、平成16年度77%であったものが、平成27年度には約60.1%まで下がっており、年々活動が縮小してきている。公園内への設置が可能となることにより、地縁団体の活動拠点の確保が容易になり、地域コミュニティの醸成につながることに加え、災害時の避難所の確保など、都市が抱える課題である防災機能の強化にも資するものである。	都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条	国土交通省	八王子市			<ul style="list-style-type: none"> 【現状・課題】自治会を所有している自治会が、会館の構造の問題や地権者の相続の問題等を理由に現施設の建設を検討する姿勢が生じていることあり、その移転先となし土地が確保できない現状がある。 【制度改正の必要性】制度改正により都市公園内の自治会館設置に関する規制緩和が実現すれば、都市公園内上記のような問題を懸念している自治会の自治会館移設先の候補地とすることができ、地域コミュニティの醸成に寄ることができることに加え、公園管理などの協議が必要であることにより、自治会館の建設に資するものと考えられる。 	
83	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等に対する応急安全措置	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状況となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行うとき、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することができず、かつ、その通知を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分空家等については適切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を通知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。以上から、より迅速に所有者等の通知(又は通知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	空家時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。	空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西園市、中央市、西予市、東温市、上島町、久万高町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	日高市、緑島区、徳島県、大分市、延岡市	<ul style="list-style-type: none"> ○提案団体とほぼ同じ理由により、より迅速に所有者等の通知(又は通知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めます。 ○本市については、今年度視察調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空家等の相談を受けており所有者に空家放置による危険性を促しているが、「相談が終わっていない」「お金がない」などの理由に立てどよう、空家対策特別措置法が有効でない限りであるが、助言又は指導、勧告を経ないと措置を講じないという対応が及ぼすおそれもある。防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の段階を踏まずに命令が行えるよう改正願いたい。 ○ 勧告等が危険な状態を要として、市街に100坪以上を把握しており、強風等が発生した場合に及らなかつた市民らへの迅速な住民及び空家(危険)を発生を促す恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性が十分にあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正が必要と考えた。 		
93	B	地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることとなり、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が見込まれることにより、処理期間の短縮化が見込まれる。	砂利採取法第20条第1項、届出書及び第2項	経済産業省、国土交通省	栃木県			<ul style="list-style-type: none"> ○変更認可申請があった場合は、事業者に対して再手数料集約に基づき1件につき17,000円の手数料が発生することから、変更認可可能な軽微な変更について、省令で明確な基準を定めることが望ましい。 ○本県も県民生活の改善や防災対策の推進に資する取組が可能な取組についても、変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、経済的負担がかかっている状況である。 	
141	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	同法第37条第1項に基づき市町村長の権限について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときのみ、」都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができるが、地下水源の汚染や汚染の喪失、地下水源の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別個の悪影響が予想される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるとし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	地域に最も近い地方公共団体である市町村が、地域の実情に基づき、特別天然記念物やダム・貯水池周辺など地質環境の悪化や地盤の形成に寄与している。また、近年、貴重な地下水源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源確保への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所では、地下水が漏れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を伴った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深層と異物混入等の不適切処理があり、このうち、清川市内32カ所での不適切処理の割合は8割に上った。)	砂利採取法第37条第1項	経済産業省、国土交通省	清川市	「砂利採取法」改正(深層)検討会 清川市の農地(シラカバ)の活用(平成27年8月13日付、富山新聞社) 「砂利採取法」改正(深層)検討会(平成27年12月16日付、北陸新聞) 清川市(「砂利採取法」改正)	豊田市	<ul style="list-style-type: none"> 砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」とは、他に「危険を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損し、公共の福祉に反すると認められるものを広く指すものである。同法第37条第1項も、以上の目的のもとで、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事等の砂利採取の認可権者に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができることと定められている。 ・本提案中、支障事例として挙げられている水質の汚染、汚染土壌による埋め戻し等の悪影響についても、一般論として、砂利採取法第37条第1項の規定により災害に該当し得るものであると解され、現行法にて対応可能と考えられる。 	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、新たに雑用水利用の必要が生じた場合に、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、水利使用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱すおそれがあるとは見えない。 この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。 また、水利使用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの精算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合が大半であることから、雑用水利用の申込に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。 このことは、工業用水事業者の経営上の問題であるだけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。 工業用水事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切に行うことができよう、所業の規制緩和を求めている。				【国土交通省回答】 一次回答で示したとおり、河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。水利使用の許可に当たっては、社会全体からみても妥当性及び公益性、また取水予定量が河川の流況等に照らして実質的に取水可能であることを確認する必要がある。 工業用水の一部を他用途に転用する場合に、転用後も河川の流水を適切に管理するために、申請内容から乖離した不適切な取水実施となっていないかを確認し、必要に応じて是正する必要があることなどから、許可の申請を求めている。 覽書では、工業用水の一部を雑用水として供給する際、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる場合に、一定量未満の水利使用の申請を不要としているが、これはあくまで特に試験的な措置に限ったものである。つまり、水利使用者側の供給先において、雑用水として機能するのをご確認する必要があったための先行的・試験的な措置として河川管理者に許可を求めず取水可能としている範囲を示しているにすぎない。試験期間終了後、水利使用者側で本格的に雑用水として水利使用する場合は、当然のことながら許可申請を行う必要がある。 なお、試験的措置として水利使用の申請を不要としている日量1,200立方メートル未満等は、都道府県知事が流水の占有の許可を行っている河川(一級河川の指定区間及び二級河川)において、広域的な水利利用の調整を図る観点から国土交通大臣の許可又は協議に準拠している取水量(日量2,500立方メートル以上)にも満たない取水量である。当該取水量未満の試験的転用が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる期間であれば、河川管理に大きな影響を及ぼすものではないと判断し、許可を不要としたものであり、この考え方は現状においても変わらないものではない。 水利権の許可の変更・更新時には、許可期間における申請者の水需要の動向等を踏まえて迅速な審査に努めているところであり、明確な根拠等が示されれば、新規の申請よりも短い期間で許可をすることが一般的である。 また、変更の許可の際には、河川法施行規則第40条第2項で「変更の許可…の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる」と定めており、許可申請書の添付図書の簡略化を措置している。 【経済産業省回答】 この度の提案団体からの見解については、当省としては一次回答で示したとおりである。	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容		
・現行法及び政令から児童館を設置可能と判断する事は困難である。 ・全国で都市公園内に児童館を設置している事例が存在することからも、既成事実として児童館は都市公園の効用をまとうとする施設として認められている。 ・地方創生が課題となっている地方都市において、都市公園の機能を活かした個性豊かなまちづくりを実現するためにも実績に合わせ、解釈しての許可ではなく、設置可能な施設として「児童館」及び「集合施設」の明記を求めたい。 ・また、公園内に設置可能な施設を明記することは、国が進めている「コンパクトまちづくり」においても、公共施設の再配置や集約を検討するうえで有効であり、施策の推進が図られる。				【全国知事会】 都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。」 【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	○ 施行令5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。 児童館の設置も認められるのであれば、それは政令に明記すべきではないか。 ○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。 ○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法22条第9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることともよいものではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。	設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。 児童館については、提案団体からの見解においてご指摘いただいているとおり、都市公園の効用を全うする施設であること公園管理者が判断し、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」(同条第8項の「集合施設」として設置されている事例が多数存在する。 また、公園管理者が、公園施設として児童館を明確に「集合施設」として、都市公園法施行令第5条第2項第2号、同条第3項第2号、同条第4項第2号、同条第5項第2号の規定に基づき、地方公共団体が条例により当該児童館の性格に応じて「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」に児童館を追加することも可能である。条例による公園施設の追加については、地方公共団体が地域のニーズに適切に対応できるよう、地方分権改革推進会議の指輪を受けて措置したものであり、是非ご活用いただきたい。 上記のとおり、児童館を公園施設として都市公園内に設置することは、現行制度において想定されており、実際に事例も多数存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。	【国土交通省】 (6) 都市公園法(昭31法79) (イ) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。
現行法令上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であるとのことであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集合施設」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館施設を可能とする旨を明記するか、少なくとも技術的助言によりその旨を明確化することが必要であると考える。 また、公園施設として設置することが不適当である場合も考えられるとのことであるが、共助社会づくりを目指す中で、地縁団体は地域コミュニティの中核的な存在であり、公益的な活動を行っている実態に鑑み、規制緩和を求めたい。規模の自治体において都市公園内に地縁団体の会館施設が設置されているという実態を踏みと、その基準について各自自治体の許可基準や取組事例に照らすのではなく、法を所管する国土交通省において明確な基準を定めるべきであると考える。 なお、都市公園内への施設設置が明確に可能となれば、市街地に必要な施設を設置する公共用地がない場合でも、都市公園内への施設設置によりコンパクトシティの推進が図られる等、本提案は国土交通省が推進する施策と方向性が一致するものであり、施策の推進に貢献するものであると考えている。				【全国知事会】 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令5条8項に明記すべくではないか。 ○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。 ○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法22条第9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることともよいものではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。	設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。 都市公園法施行令第5条第9項の「集会所」については、必ずしも常に市民の利用に開放されているものに限らるわけではなく、地縁団体の会館が「集会所」に該当する余地は十分にあり、実際に、多数の設置事例が存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。 一方で、特定の団体が占有する排他独占的な施設については、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることにも鑑み、当該施設が都市公園の効用を全うするものであるとはいえず、公園施設としての設置は困難であると考えられる。 このような施設の設置が都市公園としての利用よりも公益上重要であると判断される場合には、当該都市公園の一部を廃止し、当該施設を設置することは可能である。なお、都市機能の集約化の推進等に応じた都市公園の廃止に係る考え方は、平成28年9月付け通知「大規模住宅開発施設の都市公園占用の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて」においてお示した通りであり、参考にされた。	【国土交通省】 (6) 都市公園法(昭31法79) (イ) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。	
ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」において、不利益処分である命令に至るまでに慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町村の空家等の措置に関する条例において、適切な理解が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととした法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。 一方、これに抵触しない現況で有効な対応措置については、条例にて定めた場合有効であるのをご理解願う。前記の「軽微な変更」を実施する措置(最終的には行政執行)にららず、この対応措置として認められる範囲について、どの程度の措置まなら空家法に抵触しないかを、通知やガイドライン等で明確にしたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	第1次回答でお示しているとおり、「特定空家等」として空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手段、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に対する応急措置を講ずることが定められている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。 なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示することは困難であるが、すでに緊急時の対応について条例で定める事例を紹介しているなどの情報共有を適時行いたい。	【国土交通省】 (18) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (イ) 台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき行っている事例の調査を行い、地方公共団体に平成28年度中に情報提供を行う。 (関係府省:総務省)	
砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」を取り扱うためには、省令改正が必要と考えている。 そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するのか検討したくとも、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。 なお、採石法第33条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が設けられており、採石法施行規則第8条の16の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	「軽微な変更」については、提案団体からの見解にある採石法の規定方法と同様の方法が良いかも改めて検討を行う必要があると考えている。また、具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのをご検討するにあたり、必要がある場合には、認可権者のご意見も聞かなくてはならない。	【国土交通省】 (9) 砂利採取法(昭43法74) (イ) 認可権者は届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省)	
経済産業省からの1次回答では、法第37条の「災害」を広く解釈し、市町村長からの要請についても幅広く対応可能なことである。 ① 砂利採取法の目的が「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。 ② 条文上、災害の定義が明確でないため、水質汚染、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこの法に要する「災害」に該当すると思われる。現況として、経済産業省が想定される「災害」には適用されていない。 ③ 将来にわたる「災害」が発生するおそれに対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。「水質汚染、汚染土壌の埋め戻し」による環境への悪影響等、いつ発生するかわからないため。 ④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査・措置を講じなければならない。これは国等に比べて相当の負担を必要とする。また、この結果、採取業者にとって不利益になる場合、争点となる可能性もあり、条文を解釈し手続を講じなければならないことと認識している。 上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地層全体の一定割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、このように発生する「災害」の定義を明確にする必要がある。砂利採取の規模や思われる災害等の影響は多大であることから、当該地域の市町村長の見解は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、関係団体を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法の表現では不十分であると考えられる。災害等に関する具体的な定義と市町村長の関与等について明文化したいただきたい。	【豊田市】 府県見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実に発生してしまっている。 よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係府庁から許可権者に対して通達等での指導をお願いしたい。	【全国知事会】 所管省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	○ 以下の点に鑑み、砂利採取法第37条の「災害」の定義が第19条の認可の基準と同一であるという解釈について、法律上、明記を規定すべきではないか。 ① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。 ② 砂利採取法の逐条解説においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと解釈を与える表現があるのではないか。 ③ 法制定後約50年になつて当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が運用されてきたのではないかと。 ④ 第37条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利利益にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないかと。	「災害」の定義について、提案団体から不明確であるという指摘を踏まえ、現場での混乱を速やかに解消するために、法律上、明記を規定すべきではないか。 なお、法第37条第1項の「災害」の解釈は、法第19条の認可基準等から判断し「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるもの」であり、砂利採取に伴う水質汚濁等の被害も含んだ概念であることについても、当省と内閣法制局との間で文書にて確認されているものであるため、法改正は不適当により対応しない。 また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑み、そのおそれを市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずるべきことを要請することができる。他方で、過去からの砂利採取が地層全体の一定割合を超えたことに基づいて、本法における「災害」が直ちに生じるということもできず、個別具体的な状況に応じて判断されるべきである。	【国土交通省】 (9) 砂利採取法(昭43法74) (イ) 市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めると認められる都道府県知事等への要請(37条1項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成28年度中に通知する。 (関係府省:経済産業省) 【措置済み(平成28年11月15日付け)経済産業省製造業局業材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知】		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定められていることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画の調整が必要はないと考える。</p> <p>また、「都市計画法施行規則」規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」とは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。</p> <p>なお、本件の支障事例として掲げている施設が、仮に別の用途に使用されるものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。</p> <p>本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の時間を要して行えば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。</p> <p>本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても改めて、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	【徳島市】			<p>【全国知事会】 公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更については、事業計画による都道府県との事前協議や周辺住民に対する説明会等の手続きを既に経ていると思われるため、当該変更(軽易な変更)の対象に加え、都市計画決定手続きを簡素化していただきたい。</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。</p> <p>また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一、市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>	
<p>まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定められていることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画の調整が必要はないと考える。</p> <p>また、「都市計画法施行規則」規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」とは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。</p> <p>なお、本件の支障事例として掲げている施設が、仮に別の用途に使用されるものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。</p> <p>本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の時間を要して行えば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。</p> <p>本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても改めて、柔軟な対応をお願いしたい。</p>				<p>【全国知事会】 一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(町村においては同意協議)が必要である。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>		<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。</p> <p>また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一、市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>	
<p>本件提案は、放置自動車の所有者を特定できる場合であっても、都市公園法による除却命令、行政執行法による代執行のいずれも実効を奏できない現状から提案したものである。</p> <p>行政執行法についての意義的支援は、行政執行法第2条の規定により「著しく公益に反すると認められるとき」に限られることにある。</p> <p>本件のように、公園の駐車場・長期放置されている自動車などがわずかに1台ある程度では、当該要件に該当しないとの法解釈があり、行政執行の前提である著しく公益に反するに達する見込みが乏しいと判断される。可能であるならば、本件のような場合であっても行政執行が可能である旨、通知等でご指示をお願いしたい。</p> <p>市町村においても、同様の事例において、放置自動車等を除却せず放置されており、行政執行法が適用されない場合においては、相手方が撤去しない限りは、苦慮していることを理解していただきたい。</p> <p>都市公園に市民が求めるものは安心・安全はもとより美観、心休まる憩いの場所であり、また多くの子供たちが遊ぶ場所といった特徴があり、本市においても良好な景観を築くとともに、遊具、園路等施設の整備による事故の無いよう最大限の注意を払っており、放置自動車に起因する事故のリスクを急務に感じている。</p> <p>以上のことから、個人の権利保護を十分考慮する必要があるかと考えるが、都市公園の特色にも鑑み、都市公園法において、一般公益を保護するために、相手方が特定できる場合であっても、放置自動車を公園外に除却する行いができざる規定を設けるべきではない。</p> <p>よって再検討を求め。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>都市公園に係る代執行については、個人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に關して定められた行政執行法に基づく代執行を原則としている。</p> <p>この原則は、道路、河川等の他の公物においても同様であり、都市公園に限って代執行に係る要件や手続きを緩和することは困難である。</p>	
<p>附属機関の構成員についての行政実例によると、議員を附属機関の構成員として加えることの可否については、違法ではないが、適当ではないとしている(昭和28年1月21日「自行政発第16号」)。附属機関があくまで執行機関の附属機関であり、その機能が執行機能の一部であることを鑑み、附属機関に議決機関の構成員である議員が加わることは、地方自治の二元代表制の要請から、好ましくないものと考え。</p> <p>また、都市計画審議会の機能の一つに利害調整の機能があり、住民利益を代表する者を構成員として加えることが必要だとすると、住民利益の代表者の選定については、法律により「県議会議員」や「市町村議会議員」等と定めるのではなく、国では技術的助言等による例示に留める等、地方自治体の判断に委ねるべきと考え。</p>				<p>【全国知事会】 都道府県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直しすべきである。</p>		<p>「議事委員会の活動の限界」(昭和28年1月21日、自行政発第16号)については、地方自治法第202条の3の規定により条例で定める附属機関の解釈について述べられたものと認識しており、都市計画審議会、都市計画法第77条又は第77条の2の規定に基づき設置される機関であって、当該条例で定める附属機関の解釈・運用がそのまま妥当なものではないと考える。</p> <p>また、都市計画は財産権への制約を課するという性格を有し、都市計画審議会の構成は都市計画決定等の手続において多大な影響を及ぼすため、住民全体の利益を代表する「議会議員」等を政令によりその構成員として位置付けられているものである。</p> <p>このため、「議会議員」等を位置付けることには一定の合理性を有しているものとする。</p>	
<p>地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くある。</p> <p>農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進められ農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考え。</p> <p>また、貴省からの回答では対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところとあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会经济情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>	【秋田県】					<p>【国土交通省】 (11)農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に経路を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲] (関係府省:厚生労働省、農林水産省及び経済産業省)</p>	
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針」の制定について)(平成27年4月1日付け)に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を確保し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が成立できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係府内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化をお願いしたい。</p>	【北海道】					<p>【国土交通省】 (15)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>	
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針」の制定について)(平成27年4月1日付け)に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を確保し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が成立できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係府内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化をお願いしたい。</p>	【北海道】					<p>【国土交通省】 (15)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>			/	<p>〇一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>〇なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。</p>	<p>6【国土交通省】</p> <p>(5)離島振興法(昭28法72)</p> <p>離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。</p> <p>(関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>			/	<p>〇一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>〇なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。</p>	<p>6【国土交通省】</p> <p>(5)離島振興法(昭28法72)</p> <p>離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。</p> <p>(関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)</p>
<p>これまで貴省は、第3種旅行業が取り扱う旅行の実施区域の拡大について、消費者保護の観点から業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行業者に課しているもので、第3種旅行業者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、これを超える区域での業務を認めることはできないとする見解をされてきたところ。</p> <p>しかし、第3種旅行業者は、受注型企画旅行等において既に営業所所在地を都道府県を超える旅行権限があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有しており、特に隣接都道府県の範囲内であれば消費者の保護が阻害されるものではないと考えられる。</p> <p>また、本提案は昨今は観光旅行のニーズが高まっているところ、地域の交通事情や地理的な知識、観光事業者との関係を有する第3種旅行業者は、その実施主体となる受託として最も適当であり、着地型観光を求める消費者のニーズにも合致するものである。</p> <p>折しも『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)』において、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業」とし、「第3種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備することとされているところ。本提案は、まさにそのビジョンを達成するための見直しを求めるものであり、第3種旅行業者の範囲拡大による現行の財政的要件の適否のみでなく、観光による地域活性化の観点を踏まえた上で、『規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)』のとおり、「拠点区域の範囲の見直し」を視野に入れた検討を行われた。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	/	<p>第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。</p>	<p>6【国土交通省】</p> <p>(昭27法239)</p> <p>(Ⅲ)第3種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の有する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。</p>
<p>府民の不公平感を是正する意味から214000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものと考えられる。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。</p> <p>また、国土交通省におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること</p>	/	<p>(内閣府の回答を記載)</p> <p>提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務」を独自利用事務の情報連携対象事務とする。また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能なため、その旨を個人情報保護委員会のO&Aに明示することとする。</p> <p>なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となるため、最速で平成30年4月以降となる。</p> <p>同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1回開催することとする。</p>	<p>6【国土交通省】</p> <p>(17)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(1)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。 高等学校等奨学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸付に関する事務(別表2の108)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省) 1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するO&A(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)」を平成28年度中に改正し、明示する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会及び総務省) 独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
地域の関係者の協議における判断によるとあるが、判断基準が明確になっていない。 例えば、三田市のようにタクシー事業者の営業範囲であり、路線バスが通っているがバス便は通学時間帯に限られるといった地域等は「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とすることが可能か、判断基準をお示しいただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 所管省からの回答が「現行制度においても運営協議会等で合意を得られれば、自家所有借放客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の収受を行うことができる」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とは、一律に基準を設けるのではなく、各地域の実情に応じた内容となるべきものである。 このため、同地域であるか否かの判断については、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の地域の関係者を構成とした協議会において、当該地域の公共交通機関の輸送の状況等の地域の実情に応じて、適切に判断されるべきと考える。 また、国による判断基準を設けた場合、各地域の実情を勘案した柔軟な運送サービスの実施が困難となるおそれがある。 いずれにせよ、協議会については、適正な運営等がなされるよう、引き続き地方運輸局等において必要な合意が得られるように適切な助言等を行ってまいりたい。	-
空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き家」が含まれていないため、現実に支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。 例えば、長屋の住戸のうち使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産評価額等の利用、補修等の簡式代執行、税制上の措置ができない。 また、府省からの回答にあらうように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求めらる。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		第1次回答においてお示ししているとおり、長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一部分にすぎず、一住戸ごと「空家等」か否かを判断するものではないことから、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えず「空家等」として扱うことは不適当である。 なお、長屋等の問題に対応している地方公共団体の事例などがあれば、適時情報共有を行ってほしい。	6【国土交通省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)一部が空き家となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省：総務省)
本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく簡式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手段を代用することができないかというものである。 相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、簡式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が認知できない場合には、市町村長から間に申出することで、候等官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。	-	【八尾市】 「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存となった相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。 民法959条の国庫帰属に関する規定について、相続人不存在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないか。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。		空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく簡式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代用させることは困難である。 また、「候等官の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任を立ててを強制する制度の創設を要望する趣旨であるとするれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。	-
地方創生に資するため、国においてもUターンを促進しているなか、地方においても公営住宅を活用した「お試し居住」を推進している。しかし、就業や居住先等を探す必要があるため、結果として大半のお試し居住者が1年以上居住しているにもかかわらず、地域対応活用は原則1年以内とされており、地域の実態と合っていない。 自治体の自主的な判断と責任のもと、公営住宅の本来の目的を妨げることない範囲で、地域の実情に応じて使用期間を定められるよう、現行の「原則1年以内」とする規制の緩和を求めらる。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		第1次回答においてお示ししているとおり、急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することも考えられること等から、長期に渡る目的外使用は公営住宅の本来の目的の妨げになるおそれがあるため、目的外使用の期間を1年以内とし、事業主体に対し、引き続き目的外使用しても公営住宅の適正かつ合理的な管理の支障のないことを確認していただくよう求めているものである。 なお、当初の目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。	6【国土交通省】 (13)生産緑地法(昭49法68) (3)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に法定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。
急速に失われている都市農地の希少性に鑑み、その保全を図る観点から、提案の趣旨に沿った速やかな検討をお願いする。 また、都市農業振興基本計画では、早期に地方計画を作成するよう努めるものとしている。地方公共団体が地方計画の策定に遅滞な着手できるよう、検討の方向性、中身と今後のスケジュールを明らかにしていただきたい。	-	【鎌倉市】 生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、農地として保全できるよう、速やかに制度改正されたい。特に、税制については、生産緑地と同等の課税となるよう法改正されたい。	-	【全国知事会】 生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。		検討の方向性や中身に関しては、1次回答のとおりであり、当該内容について速やかに検討して参りたい。	6【国土交通省】 (13)生産緑地法(昭49法68) (iv)生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
187	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。 (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制において、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和と建築する規定】 ①昇降・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法 なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにすること。	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要とされている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	【制度改正の必要性】 不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館は異人10人以下の少人数のグループに対して1棟貸(2階以下かつ300㎡未満)を行うような事業を想定している。実態としては、家族の実家に帰省し宿泊する場合など一般の住宅に宿泊する場合と同様であり、その性能、用途は住宅と同等と思われる。これは国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。 ただし、安全性確保のため、避難経路での非常用照明的設置(※)、屋内階段の高側に手すりの設置を条件とする。	(1)建築基準法別表2、建築基準法第87条 (2)建築基準法第26条、建築基準法施行令第114条 (3)建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の2 (4)建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の4	国土交通省	広島県	徳島県、徳島県、愛媛県	〇本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、2F以下300㎡未満の戸建の空き家を旅館業へ用途変更する際の規制緩和は有効と考える。 〇市内で一時帰郷層の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。 〇現在本県には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。 〇民泊については今後の検討課題と考えています。 〇空き家サービスについては宿泊施設として活用してほしいという要望があるが、建築基準法の基準を満たすためには設備投資によるコストと手続に時間を要し、支障がある。 〇例えば、古い日本家屋の場合、階段の勾配は、現行の旅館の基準に合致していない物件も多く、勾配を確保するための手を加えて制限にする。物件としてあきらめる。といった事例があり、魅力的な古民家でありながら、宿泊施設として活用できない事例がある。 〇また、内装制限については、湯沸かし機能等の壁紙での対応が可能であるが、古民家としての魅力が減少するおそれがある。使用法にもよる自治体検討が必要である。 〇100㎡以上の戸建空き家を移住・交流のための宿泊施設(ゲストハウス)として改修する計画があり、古民家の魅力を活かすために、必要最低限の改修とする等の規制緩和が必要である。	建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限の基準を定めたものであるため、規制の緩和は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。 (1)用途については、防火避難上の安全性や市街地環境の保全の観点から分類されており、利用実態から判断される。「住宅」は特定少数の居住の用に供するためであり、「ホテル・旅館」は不特定の利用者で避難経路を熟知しない者の利用が想定されることから、同じ用途として取り扱うことはできない。したがって、旅館業を営む際、たとえ建物が一規模で宿泊者が少人数であっても、不特定の利用が想定されることから、用途を住宅とみなしてホテル・旅館への用途変更を不要とすることは困難である。 (2)(1)～(3)防火上主要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上の安全性を確保する観点から、用途や規模に応じて適用関係が定められているため、ホテル・旅館において戸建住宅と同様の規定を適用することは困難である。なお、これらについては、これまでで安全性に關し技術的な整理ができたものについては順次合理化してきており、規模の大きなものを除けば、運動型住宅用防火避難設備等の設置などの代替措置によって、用途変更すること既に可能である。また、個別に避難安全検証の実施により安全性を確認することもできる。④屋内階段の寸法については、No.48への回答のとおり、今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるよう各府の改正を検討している。 なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。
188	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時には、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【支障事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	【制度改正の必要性】 300㎡以下の建物については、用途変更の確認申請を不要とし、旅館業法の許可申請時に提出する申請書(空面を含む)により法令審査を行うこととし、手続きと提出書類が簡素化され、事業者の負担減につながる。 また、100㎡を超える空き家の利用が進み、空き家の宿泊施設としての利用を促進し、国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家問題に対する取組の推進につながる。	建築基準法第87条	国土交通省	広島県	徳島県、愛媛県	〇本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、300㎡未満の戸建の空き家を旅館業へ用途変更の確認申請を不要にする空き家の有効活用が促進される。 〇現在本県には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。 〇民泊については今後の検討課題と考えています。	建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限の基準を定めたものであり、一定の規模以上の特殊建築物(不特定多数の利用者が見込まれるもて、防火避難安全上の配置が必要な建築物)への用途変更を際して、立地規制に合致することや、適切な防火避難安全上の措置が講じられていることを確認するため、確認申請の手続きを求めている。 本提案の趣旨は、100㎡以上300㎡未満のホテル・旅館に対して、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行うことと手続きの緩和を図ることとする。 ① 旅館業法の許可申請時に添付する書類は、建築基準法で求める最低基準を確保しているかどうかを確認するための書類と本来的に異なり、必要情報が不足しているため、建築基準法に適合するか否かの法令審査を行うことは不可能である。 ② ご提案が、仮に、旅館業法の許可申請において建築基準法で求める基準への適合判断を行うこととすると、建築基準法においては、専門的知識を有する建築士が法令審査を行うこととしていることから、旅館業法の許可部局で建築基準法で求める基準への適合判断は困難と考えられる。 このため、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに旅館業法の許可申請時の申請書により法令審査を行うことは実質的に不可能である。 また、旅館業法の許可申請と建築基準法の確認申請の窓口を一体化することにより、事業者の手続きを円滑化することについては、各地方公共団体において検討いただきたいが、上記②の理由により、窓口においては、必要とされる申請書類の有無等について確認の判断が求められることとなる。 なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。
189	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条件の制定時に、国土交通大臣の承認が必要となることとする条件制定の際の大臣同意の廃止)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条件の制定時に、国土交通大臣の承認が必要となることとする条件制定の際の大臣同意の廃止)	【制度改正の必要性】 ①今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化し、公表することにより、事務の円滑かつ効率的な運用が期待される。 ②承認から同意を要しない協議とすることにより、事務負担の軽減、事務処理の迅速化が期待できる。 なお、都市計画を策定する際に国土交通大臣の同意を得ていることから、大臣の承認は必要としない協議で十分と考える。	(1)建築基準法第48条 (2)建築基準法第49条	国土交通省	広島県	徳島県、愛媛県	〇宿泊施設へ立地規制がかる用途地域においても、空き家は多数存在しており、基準を明確にし、許可可能となることにより事業者の運営が容易になる。 〇市内で一時帰郷層の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。 〇現在本県には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。 〇民泊については今後の検討課題と考えています。 〇ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化し、公表することは、必要と考える。 当該建築法に基づき旅館業の許可の基準に関しては、上記の地域的規制を前提とした上で、申請物件ごとに許可の適否を判断する。	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。そのため、ホテル・旅館については、良好な住居の環境を確保することを目的とする住居専用地域については、原則として立地することとはできない。ただし、以下の場合には、当該用途地域でホテル・旅館を建築することが可能である。 ①地方公共団体が、土地利用の意向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合 ③特定行政庁が、住居専用地域における良好な住居の環境を著すおそれがない等と認めて許可した場合 (1)③に係る許可については、地域における市街地環境への影響等地域の実情に応じて個別に判断する必要があるため、国から一律に許可基準を示すことは困難である。 (2)建築基準法第49条に規定する特別用途地区内では、当該区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認められる場合には、国土交通大臣の承認を得て、条例で用途規制を緩和することができる。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地環境に即した建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要である。	
216	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これに類する工作物」の占用許可対象物件とする。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはならないため、「道の駅」等の道路空間に設置することができない。	「道の駅」等道路空間への設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。	道路法32条 道路法施行令第7条	経済産業省、国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都府	宮城県、香川県、長崎県	〇FCVの普及のためには、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車を利用する様々な場にも整備されるよう、規制緩和を積極に進めることが必要である。	道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。 ご提案の水素ステーションについては、物件の規模が大きい。また、安全性の確保について特段の配慮が必要であると認識しているため、具体的に道路区域内に設置しようとする工作物、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等をお示し頂いたうえで、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。
222	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	過疎地域及びそれに類する地域(以下、「過疎地域等」といふ)における「二次交通」確保のための道路運送法の規制緩和	バス・タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加えること。	現行法上、道路運送法(78条)において、自家用有償運送の実施主体は、市町村、NPO法人、社会福祉法人、農工商業協同会(以下、「準公的団体」といふ。)に限られているが、過疎地域等においては、公共交通機関が十分でない地域も多く、観光誘客上の「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。 一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非営利団体(NPO法人等)だけの運送では、不十分となっている。過疎地域等においては、人的・制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的団体も少なく、制度が十分に活用できていない。	自家用有償運送に対応可能な公的団体が存在しない地域においても、観光誘客上の「二次交通」の確保につながる。	道路運送法第78条、同法施行令第48、49条	国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県	徳島県、美濃市	〇中心市街地から離れた地域では旅館等が自らの営業のための送迎バスを運行している例が見られるが、こうした地域では、人の集積が少ない、タクシー事業者の営業が限定的で、移動手段が確保できない場合が多い。旅館等の送迎バスは、二次交通及び居住に資する移動手段の確保に資する。 〇本県は自家用による移動が主流であり、公共交通機関としてバスの駅があるが駅からの交通手段が徒歩、タクシーに限られるのが現状である。市内宿泊者も、予約段階で送迎中に観光地へ立ち寄りながらの滞在を希望する方が多く、少ないバスを頼る。予約と観光ツアーが重なると送迎が難しく、規制緩和が求められ、観光誘客上の「二次交通」の確保につながり、本市の課題である過疎型観光地から遠征観光客に向けた商品開発に結びつく考えられる。 〇平成27年4月1日付の道路運送法施行規則の改正により、自家用有償旅客運送の実施主体として「権利能力なき社団」も認められ、観光関係の協議会等も自家用有償旅客運送の実施主体となることが可能になった。観光関係の協議会が存在しない場合には、旅館事業者等民間事業者が観光客向けの送迎サービスの担い手となること、地域の活性化に向けた公共交通機関を確保する必要があることと可能性はある。いずれにしても、既存の交通事業者が担う部分と自家用有償旅客運送で担う部分の役割分担について、市町村が主体として調整し、地域公共交通協議会等の場で議論しなくては、双方納得する形で明確化が必要があると考えられる。	自家用有償旅客運送は、バスやタクシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民の理解を得る場合に実施できるものであり、実施主体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する意図しない団体に限定しているところである。 自家用有償旅客運送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の見直しを行ったところであり、非営利性を前提に一定の組織性を有する会社や代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力なき社団」についても実施主体となることを可能としている。 自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業者が成立しない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。
229	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	道路運送法における登録又は許可を要しない運送態様の規制緩和	平成18年9月29日発出の自動車交通局旅客課長から事務連絡。通知1(3)で、ボランティア活動における送迎行為を前提に「運送目的、運送主体にかかわらず、自動車の乗客の運行に提供するガソリン代等のサービス提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録を要しないと解される」とある。市町村の事業で、市町村の保有する自動車で行う「地域ボランティア活動」やNPO法人・地域住民団体等が行う公共的・公益的活動、市民活動の運行についても上記の考え方が適用できるよう規制緩和(解釈変更)していただきたい。	現行の解釈では、市の事業として市が保有するバスで行う運送送迎業務にかかわる経費(人件費、ガソリン代、道路使用料、駐車代)全てが費で負担しなければならず、ガソリン代等の実費を徴収することさえも「有償運送」にあたることされているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公設、私設を問わず、市内保育園の園外活動(遠足等)②NPO法人が主催、市が後援する活動を行う公共的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動に伴う活動	特にNPO法人や地域住民団体との共働や後援する事業へのかかわりが土曜・日曜、祝祭日に集中、その運送経費全てを公費で負担しなければならないため、特別な事情がない限り、利用は見合わせざるを得ない状況である。今後の対応としては、全てを公費負担にするのではなく、一定程度の実費徴収を行うことで、持続可能なサービスが提供できると考えられる。市民と行政による参加協働のまちづくりを提唱し、市民活動団体やNPO法人のボランティア活動や公共的、公益的活動へのサポートを推進していく立場にありながら、公用バスの利用に当たってはうまく協力できないという。解釈が変更され、市民活動団体等から実費負担が軽減されれば、市でも積極的に公用バスを貸し出すことが可能となるため、市民活動団体の地域おこし活動やNPO法人等のボランティア活動に大きく貢献でき、それがひいては市民との良好なパートナーシップの構築につながり、参加協働のまちづくりへの推進に役立つことが期待される。	道路運送法第78条(自家用自動車(事業用自動車)以外の自動車を用いて行う運送行為)	国土交通省	湯沢市	-	-	他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を有償で運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便性を確保する観点から、旅客自動車運送事業(バス・タクシー等)の許可や自家用有償運送の登録を取得する必要がある。 ただし、旅客自動車運送事業の許可や自家用有償運送の登録を行わなくとも、当該運送行為が行われた場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的に客観的な水準を有する費用(ガソリン代、道路使用料及び駐車料金)をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
「屋内階段の寸法については、「今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している」とのことなので、迅速な検討をお願いします。 また、「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、こちらも併せて迅速な検討をお願いします。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考えます。			6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (イ)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。
「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、迅速な検討をお願いします。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考えます。			
(1)については、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」において議論する内容であるため、関係省庁間での迅速な検討をお願いします。 (2)特別用途地域内でホテル、旅館の建築を可能とする条例制定の内容は、地域の実情に応じて個別に判断し定められるものであることから、国土交通大臣の承認を必要としないよう、検討をお願いします。	-	-	-	【全国知事会】 特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 また、大臣承認に要する手続きの簡素化、時間の短縮などについても検討すること。		用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地等に於ける建築物の最低限の基準を定めたものである。これを緩和する条例を制定することは、個別の建築物について特例的に許可することは異なり、基準そのものについて一般的な緩和を認めることになり、規範の定立そのものであるため、大臣の関与は不可欠と考える。	
水車は新たな技術分野であるため、安全性の検証を十分に行う必要があることは認識しているが、正しく取り扱えば、ガソリンと同様の安全性を確保できると考えている。また、利用者の利便性を考えた水素ステーションの普及を図る上では、「道の駅」等の道路区域内に設置することが適当な場合も考えられる。 このことから、まずは、ガソリンスタンドと同様に、水素ステーションを道路法第32条の占用許可対象物件としていたが、その後、設置しようとする水素ステーションが、高圧ガス保安法に規定されている安全性が担保されているかや、道路の本来的機能である、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさないか否か等により判断するような仕組みとしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求めます。 なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。		道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものであることから、ご提案の水素ステーションを占用許可対象物件とすることが適切か否かを検討する必要がある。 当該検討の材料として、貴団体において道路区域内に設置しようとする工作物の特徴の詳細、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等を具体的に示してください。 また、水素の正しい取扱いとは具体的にどのような方法を示しており、その場合にガソリンと同様の安全性を確保できると考えられる理由についても併せて説明願いたい。 それらの回答を踏まえて、水素ステーションを道路上に設置することによる道路の交通及び構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、十分な安全性が確保されるか否か等を案案のうえ、これを占用許可対象物件とすることの適否について検討して参りたい。	
自家用有償旅客運送は、平成27年4月より、実施主体が拡大されたところであるが、過疎地等においては、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域も存在する。 このため、地域公共交通法において、関係者の合意が得られた場合など、一定の要件を満たした場合に限って、実施主体に旅館事業者等の民間事業者を加えることが必要であると考えます。 観光誘客における「二次交通」の確保や、地域住民の足の確保といった、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、再検討をお願いします。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		有償旅客運送は、安全・安心の確保の観点から、原則として、安全体制等が適正に確保された一般旅客自動車運送事業者によって行われるべきものである。 しかしながら、少子高齢化、過疎化等の進行により、一般旅客自動車運送事業者が採算性の面から継続が困難な地域を中心に撤退が進んでおり、地域の生活交通の確保が大きな課題となってきている。このように一般旅客自動車運送事業によっては、地域住民に対する十分な運送サービスが提供されない場合においては、これを補完する目的として自家用有償旅客運送制度が創設された。 このため、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー等によっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の関係者が合意した場合に実施できるものとし、また、実施主体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところである。 また、平成27年4月より、非営利性を前提に一定の継続性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き団体」について自家用有償旅客運送の実施主体となることを可能としており、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域においても、自家用有償旅客運送が行うことが可能となるような対応をしているところである。 自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。	
市町村が運送主体であっても、運送により生じる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車料)の収受が認められていることは承知したが、そもそも、国土交通省秋田運輸支局より「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成18年事務連絡)の通知の解釈上、市町村実施の場合は含まれないとの回答を受けたこと(平成27年9月2日、秋田運輸支局を訪問、回答を得ている)から今回提案をしたものであり、今後こうした解釈の齟齬がないよう、通知等で明確に示してもらいたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		旅客運送においては、当該旅客運送が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車料)をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。 上記の解釈については、平成18年に事務連絡を発生し、各地方運輸局に対し周知を行っているところであり、引き続き適切な制度運用が行われるよう努めてまいりたい。	

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									各府省からの第1次回答	
											支障事例	
253	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	区画整理事業における境界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を境界特定制度の申請人としてできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。 境界確定については、不動産登記法の境界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、境界特定申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。 そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人としてできる特例を定めていただきたい。	区画整理事業において境界特定制度の必要となった事案に対し、境界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。	区画整理法第107条 不動産登記法第131条	法務省、国土交通省	豊田市	小山市、埼玉県、千葉県	○境界立会い非協力がいる場合、その隣接土地所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地買取りもできない現状である。 現在、境界特定申請人である市は、土地の所有権登記名義人に限られている。土地の所有権登記名義人等から、申請費用の負担を含めた協力がなければ制度の活用が限られる。このため、公共事業においては、公共事業執行者が境界特定を申請可能とすることにより、制度の促進、円滑な進捗管理、公共事業の進捗を図ることができる。 ○市が施行する区画整理事業において、区画整理事業の地区界に当たる土地所有者が境界立会いに応じないため、地区界が確定できず、今後予定される換地計画に支障を及ぼす可能性がある。これらの地区界について、境界特定制度を活用し、確定させていきたいが、境界特定制度の申請人は登記名義人に限られ、区画整理事業の施行者である市が申請人になり得ない状況である。そこで、土地区画整理法第107条第4項の特例として、市が施行する区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、市が自治体を申請人としてできる特例を定めていただきたい。
255	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	耐火構造の1階部分を造ることにより上層の木造化を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長さ4m等)の木材を使い設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わせるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が難しくないと考えられる。地方公共団体の責務として、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めることとし、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあるところ、木材利用を促進する選択枝を増やして頂きたい。	木材の流通市場に合わせた木材利用をすすめることで、より多くの学校建築で木造化の推進ができる。 規模等にもよるが、木造化と単なる木質化では同規模程度の小学校で約550㎡の使用量の差があり、これらの削減に地域で製材された一般流通材が活用されることにより、更なる需要喚起がはかられ、ひいては地域の森林整備や健全な森づくりの実現につながる。 本市では近年に中学校校舎増築設計を予定しているが、この提案が実現し校舎の木造化がはかれれば250程度需要喚起が期待できる。	建築基準法第27条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条	国土交通省	豊田市	「これまで【検討経緯】第2回(第1回)日建建築基準法の一部を定める法律案の施行等に関する法律案(第1案)で木造でも可能な寸法としたが、木質化を見える設計とした場合、準耐火構造とする床階以上の製材断面が大きい従って安全確保が難しい(構造設計)。 柱や梁に換わる木材の一部は流通しているが、流通している製材断面が小さく従って安全確保が難しい(構造設計)が必要だった。	
260	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前条の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない」とし、売却を含めた別の利用を認め、少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。	(構成市における具体例) 本市の公有地については都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を廃止した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定型的に整備してきたが、用地取得の困難などにより計画決定後、長期経過後でもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。 その結果、公法法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなったが、管理については公法法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不備がなく、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。 そのため、将来にわたり利用の見込みが出ると思えば買取り土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれ土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	公法法の規定に関わらず住民が利用する施設に活用することや、売却し別の事業の財源に充てるなど、資産の有効活用を図ることができる。 また、不要な資産を減らすことで維持管理業務及び維持管理費の削減につなげられる。	国土交通省	指定都市市長会	豊田市	○公法法の制度を利用して取得した土地のうち、計画変更により利用見込みがなくなったものについては、法の趣意を踏まえ、他の土地利用の活用や処分が可能となれば維持管理費の削減や財政確保が可能となる。そのため、制度の改正をする必要がある。 本法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する各種法定計画に位置付けられた。先買制度により取得した土地は、土地所有者に対し、届出しない譲渡制限といった義務のない制限を課した上で買取りられたものであり、その用途は公共性・公益性を有する ① 都市施設に関する事業 ② 都市計画区域内外を問わず、宅地として売却すること(法第9条第1項第3号、同法施行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を設置・管理すること(法第9条第1項第2号)などは現行規定においても認められており、過去には、買取り後の事情変更により当初の買取り目的に供することができない場合、一般公開の上、宅地として売却されている事例も確認されている。 なお、今回提案頂いたケースのような先買土地の有効活用に関しては、制度の周知等の利用促進策を検討したいと考えているところ。 具体的には、利用促進策を検討する上で、現行規定において対応できない用途を把握する必要がある。これまで再三にわたり具体的な用途を示していただきたいとお願しているところ。先の提案内容へのフィードバックにおいても考えられている状況であり、重ねてご期待のするような用途拡大が望まれているが、具体的にお示し願いたい。	
264	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側線又はそこから5メートル以内の部分」のうち一定のものについて道路が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていない。最悪でいい又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状況にあり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。 (構成市の具体例) 駅前商業街等、木造りに面している地域では、裏のまがりかどに駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	駐車場の出入口設置場所の選択幅が増えるため、より安全・円滑な道路交通実現が図られる。	駐車場法施行令第7条第2項	警察庁、国土交通省	指定都市市長会	新南区	○本市に提出される路外駐車場設置届出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切とは思われない計画が散見される。状況によっては、適用除外とした方が合理的と考えられるケースもある。 ○警察部、消防部、幹線道路に面した路外等における駐車場の出入口位置は、現行に基づくと安全面から望ましい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。	
272	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	補助金を用いて設けられた施設の、当初目的以外の活用についての補助金国庫納付免除(公共用飛行場周辺における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律で設けられた共同利用施設)	補助金を用いて設けられた施設は、補助事業の完了後10年を経過したものであっても、長期にわたる耐用年数の期間は収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用途への活用については、目的使用、譲渡、貸付等を行う場合に、耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に對しての対応が困難となっている。 池田市においては、航空機騒音対策として市内各所に「共同利用施設」が設けられている。これは昭和40年～60年代にかけて、空軍基地の住民が騒音から逃れて保養・集合・学習・休業等の用途に利用するために建設されたが、現在においては航空機騒音の減少や、空港周辺地域の各家庭への防音対策の普及が進み、また、共同利用施設自体についても騒音対策としての利用がなくなっており、その意義を見直す必要があるところ。再編の対象となる施設については、このため、現在共同利用施設の再編の検討を進めており、再編の対象となる施設については、他用途への転用や民間活用等について検討を行っていることとしているが、一定の国庫納付が必要となるため、収益を得る財産処分を行う手法を検討してきていない状況となっている。	共同利用施設が小規模であることや地域に連帯する、という特性を活かすこと、活用方法により柔軟に検討できるようにすることで、自治体の収益の改善や住民サービスの向上につながられる。 共同利用施設等に関する法律第22条 同施行令第14条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律第6条 同法施行令第5条 一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助金の定める告示 教育施設等騒音防止対策事業費補助金交付要綱 航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準	国土交通省	池田市	-	-	地方公共団体が国土交通省航空局所管国庫補助事業により補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産(以下、「補助対象財産」という。)の処分については、地方分権改革推進事業(第1次)(平成26年度)において、地方分権改革推進事業(第1次)の地方分権改革推進事業の財源配分の弾力化を受け、航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について(国空平字第1105号 国空政第126号 国空理第103号 平成25年3月31日。以下、「財産処分承認基準」という。)を定め、池田市を主に関係自治体に通知している。 財産処分承認基準においては、補助事業完了後10年を経過し、かつ収益を得ない目的外使用であれば、国庫納付を求めない等、補助対象財産の転用等について改善措置を講じているところである。 一方で、収益・維持管理費相当額がある場合はこれを除く。)のある場合は包括的な範囲内で国庫納付を求めることとしている。これは補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から定めているものであるため、当該国庫納付を免除することは困難と考えている。	

国土交通省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
275	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和	【提案の背景】 学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和 【支障事例】 学校の敷地内に児童保育所を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離した上で、学校とは別に接道していることが求められており、児童保育所の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。 なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要がある。また、校庭をそのような位置づけで活用することによって所有者(八王子市長)の許可を受けなければならず、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような複雑な手続がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的の施設であることから、敷地分割をして接道を付けるように対応しているのが現状である。	学校内の空き教室や空きスペースの活用だけでなく、敷地内に児童保育所の円滑な整備が図れることにより、待機児童の解消とともに児童の放課後の健やかな育ちを支える活動場所の充実が図られる。	学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条	文部科学省、厚生労働省、国土交通省	八王子市		旭川市、札幌市、厚木市、長野市、東京都	○学習保育の利用者は、同じ学校の児童であり、学校施設としては事実上不可分かつと認められる。接道等の制約がなく効率が期待される。 ○学校の余剰教室の確保が難しい場合は、学校敷地内に独立施設を設けて、受入児童数の拡大を図っているが、敷地取得及び設備の確保が必要となり、設置費用が膨大化してしまっている。運営において利便性の高い場所に設置するための選定を促すために要件緩和を求めている。 ○本市でも小学校の余剰教室を一時利用という形で放課後児童クラブを運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の関心が高まり、余剰教室が利用しにくい状況で児童クラブの施設確保に苦慮している。今後、学校敷地内に児童クラブの専用施設の整備を視野に入れ検討していく必要がある中、現行法の規定が複雑となり施設整備が困難状況となっている。	【国土交通省回答】 学校と児童保育所等が用途上可分かつ不可分かの判断については、小学校等設置基準に児童保育所等が学校施設として明記されていないことを理由に、必ずしも用途上可分かつ判断しなければならぬものではない。現行制度においても、児童保育所等を学校と用途上不可分かつみなすことは、各特定行政庁の判断に基づき可能である。 なお、用途上可分かつ判断された場合でも、 ・建築基準法第43条に基づく同一団地の建築物の一の敷地としてみなした場合 ・建築基準法第43条ただし書の規定に基づき、その敷地の周囲に広い空地を有する等特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合 については、建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要はなく、建築することが可能である。 【参考：文部科学省回答】 建築基準法において、用途上可分かつ解釈されるか否かについては、小学校設置基準等における規定の有無と直接的に関係するものではない。 また、小学校設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準を定めるものである。(小学校設置基準第一条第二項) ご提案の小学校設置基準第十條についても、小学校に最低限備えなければならない施設について定める趣旨の規定であり、任意で設置すべき児童厚生施設等について記載することは困難である。
276	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	放置自転車対策の対象拡大	【提案の背景】 駅前周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律(以下「自転車法」という。))に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている自転車のみならず、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている原付二種(排気量50cc以下)までが対象となっており、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている原付二種(排気量50cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)の車体の大きさではそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに変わるしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害する恐れが立派である。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をするところも年に一度か二度はあるが、その頻しどにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらない原付二種までは、撤去等ももって現状と相違なく対応が可能である。	自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自転車法の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律第2条第1項第2号	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市	旭市、豊田市、萩原市、伊丹市、岡崎市	○自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路交通法第2条第1項第10号に定める原付二種までは撤去対象となるが、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。 ○本市の自転車等放置禁止条例により、自転車等駐車場に設置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車は撤去保管することができるが排気量50ccを超える自転車は撤去することができなくなっている。以前50cc以上の自転車が自転車等駐車場に撤去されたが撤去できず、駐車利用者の市民に不都合を持たれた。法律の改正を希望している。 ○本市でも八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締り依頼しているが、対応が遅れることあり、根本的な解決にはなっていない。市営自転車及び保管庫等においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自転車等の撤去は可能である。 ○本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に連絡し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。 ○本市区は、駅前周辺を撤去禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。さらには、違法駐車車両に定める原付二種(50cc超125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められた原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。	【内閣府】 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律(以下「自転車法」という。))は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的促進等に関し基本的な事項を定めるとともに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているものである。したがって自転車法は地方公共団体が行う自動二輪車への措置を妨げてはならず、地方公共団体は、その自主性に基づき、条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できると解釈しているものと承知している。 【警察庁】 警察庁において回答可能な事項なし 【国土交通省】 本件提案にある放置自転車の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。	
280	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営すべてを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて揃えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができなくなり、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。 その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度の改革までは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約127,000件 ・家賃減免:約30,000件 ・入居決定:約5,000件 ・同居承認:約2,000件 ・地位承認:約2,000件	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	北海道、神奈川県、兵庫県、大阪府、奈良県、大分県	○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性向上、行政の効率化につながる。 ○当市でも公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて揃えた上で当市に引き継ぎ、当市がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当市側の審査に必要な情報を取得することができなくなり、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当市に引き継がれることとなる。 その後、当市職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当市職員業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度の改革までは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約127,000件 ・家賃減免:約11,000件 ・入居決定:約1,000件 ・同居承認:約900件 ・地位承認:約300件	(内閣府の回答を記載) 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするなどにより、情報連携を行うことができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。 指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないとは考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体としておられません。	
288	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における保育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護受給している方は受給証明書提出を省略できることも関わらず、保育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながるが、そのたびに申請窓口の混乱を招く。 【保育手帳】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、保育手帳の所有者が同様に取り扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童発達支援手帳の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に取り扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	【効果】 保育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。 窓口における申請者の混乱の回避。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、労働省、国土交通省	九州地方知事会	大分県 大分市	千葉県、静岡県、滋賀県、奈良県、香川県、徳島県、岡山県、広島県、宮崎県	○保育手帳について、事務手続に間接的に関わることのない身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の適用において発生すること、窓口における混乱が予想され、保育手帳所持者へのサービス低下につながることを懸念される。 ○本市も児童福祉法は、入居申込の際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び保育手帳等を所持している)及び生活保護受給者(外国人保護者を含む。))に、手帳や受給証明書の提出を求めている。 番号法第19条第1号及び別表第2の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能となり、受付業務を省略することであるが、地方公共団体が独自に実施している保育手帳情報や外国人保護情報の対象とはなっていないため、書類の提出が省略できない。 同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとも、申請窓口の混雑を招くこととなるため、保育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークシステムを採用して可能であるよう制度改正を求めている。	(内閣府の回答を記載) マイナンバー法においては、より公平、公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同時に規定される特定個人情報については、上記の趣旨を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。
289	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	【効果】 情報提供ネットワークシステムを利用して、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	大分県 大分市	-	-	(内閣府の回答を記載) 中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があると見られます。

